

川崎市立京町中学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

○かわさき教育プラン

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

[自主・自立] [共生・共働]

＜学校教育目標＞ ※校訓：『信頼』

◎いじめある生活習慣・態度を身につけよう。

◎心身を鍛え、心と知を互いに磨き合おう。

◎能力・適性を見つめて、よりよく伸ばそう。

◎豊かな情操を育て、思いやる心を育てよう。

＜学校経営方針＞ 「生きる力」を育む教育活動の推進

- 1 生徒理解にもとづき、一人ひとりの特性や能力を生かす教育の推進に努める。
- 2 生徒参画を推進し、主体的活動能力と課題解決能力の育成に努める。
- 3 心の教育を推進し、生命・人権の尊重や他を思いやる態度の育成に努める。
- 4 生徒が安心して、生き生きと活動できる学校生活環境の整備充実に努める。
- 5 家庭や地域との連携の強化を図り、生徒の健全な育成に努める。

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

基礎・基本の定着と 確かな学力の育成	思いやりのある 豊かな心の育成	健やかな体の育成と 安心・安全な環境づくり	開かれた学校 づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア在り方生き方教育の推進 ・自ら学び考える力の育成 ・特性や能力を生かす教育の推進 ・特別支援教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・命、心の教育の推進 ・規範意識と人権意識を高める指導の充実 ・主体的に活動能力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の確立と健康保持 ・健康指導と安全管理の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の推進 ・開かれた学校づくりの推進

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ○学習意欲の向上 ○基礎的基本的な学力の定着 ○言語活動の充実 ○主体的に取り組む授業工夫・改善 ○特別支援教育体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○言語環境の構築 ○生徒会活動の活性化 ○教育相談の充実 ○道徳教育の推進 ○不登校対策と支援 ○共生共育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な生活習慣の確立 ○健康教育の推進 ○食育の推進 ○学習環境の整備 ○安全教育の実践 ○防災教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域への適切な情報の発信 ○地域社会との連携 ○小中連携の推進 ○学校評価のシステムの確立
---	---	--	--

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ○キャリア在り方生き方教育の推進 ○学習規律の確立 ○わかる授業の実践 ○言語活動の推進 ○家庭学習の習慣化をめざす指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ、ことばづかいなどの基本的な生活習慣の定着 ○主体的に活動する生徒会活動の推進 ○豊かな人間関係の構築を中心とした道徳教育の推進 ○校内いじめ防止対策委員会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康や安全に対する関心・意欲の育成 ○全給食を活用した食育の充実 ○学校防災についての意識の啓発 ○防災教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育推進会議（いじめ防止対策会議）の計画的な運営 ○小中連携会議の定期的開催と連携事業の推進 ○地域の教育力の効果的な活用
--	---	---	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(SNS等を通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止に向けた取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、教職員の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」といいます。）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

- ① の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

- ② の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策委員会の構成】

◎主任会：週1回開催

校長、教頭、総括教諭、教務主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター、各学年主任、支援級主任、養護教諭

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校いじめ防止に関する目標の設定・検証・・・校長、教頭、総括教諭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・生徒指導担当
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・豊かな心グループ
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・豊かな心グループ
- ・道徳教育との連携・・・豊かな心グループ
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・校長、教頭、総括教諭

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・生徒指導担当
- ・相談室窓口・相談室の管理運営・・・生徒指導担当、支援教育コーディネーター
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・生徒指導担当

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・豊かな心グループ
- ・PTA校外委員会との連携・・・生徒指導担当
- ・地域教育会議との連携・・・教務主任

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・生徒指導担当
- ・児童相談所との連携・・・生徒指導担当

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
令和8年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・全校生徒の情報交換会 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会) ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・第1回教育相談 (学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施) ・かわさき共生*共育プログラムの取組についての研修
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会) ・学校生活アンケート結果を受けての対応について 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (学級活動や道徳を通していじめについて考えさせる)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会) ・教育相談週間の実施 ・携帯・スマートフォンにおけるトラブル未然防止講演 ・夏休み期間中の対応確認
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会) ・かわさき共生*共育プログラムに関する研修会 ・第2回教育相談 (学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会) ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会) ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・全校道徳、講演会の実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会) ・第3回教育相談 (学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施)
令和9年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会) ・学校評価アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策委員会) ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめの未然防止に向けた取組

1. 生徒の自主的・主体的な取組

○あいさつ運動

- ・生徒会本部役員、生活委員会を中心として、朝の登校時にあいさつ運動に取り組んでいる。

○朝清掃

- ・美化委員会を中心に、学校周りの清掃活動に取り組んでいる。

○話し合い活動の充実

- ・学級活動、学級委員会、専門委員会、代表委員会、生徒総会を通してコミュニケーション能力の向上を図っている。

○学校行事による良好な人間関係づくり

- ・体育祭、京翔祭、全校相撲大会、吹奏楽部のコンサートなどによる良好な人間関係づくりを行っている。

2. 教育相談活動を通じての生徒理解

○教育相談アンケートの実施

- ・「一人ひとりの子どもを大切に作る学校を目指してⅣ」（川崎市教育委員会発行）を参考にして本校独自のアンケート用紙を作成して、全校生徒を対象に担任の説明をもとに実施している。

○教育相談アンケートをもとにした教育相談の実施

- ・第1回（4月）第2回（8月）第3回（12月）にかけて学級担任が学級全生徒を対象として10～15分の個別相談を実施している。
- ・学校だよりによる周知
学校だよりの中に教育相談週間についての記事を載せ、家庭への周知を図っている。
- ・スクールカウンセラーとの連携
週に1回、スクールカウンセラーとの情報交換を行い、生徒理解に努めている。

3. 校内研修の実施

○学年会、職員会議内での教育相談内容における研修の実施と情報交換

- ・年度初めに全校生徒の情報交換を行い、全職員で生徒の指導・支援に努めている。
- ・教育相談期間に担任、学年職員、部活動顧問、教科担任などが様々な角度から気になった生徒をピックアップし全職員体制でフォローできるように話し合いを行う。校内の生徒の様子を洗い出し、入り込み支援や、長期休業明け以降の生徒への関わり方などに最大限配慮できる体制づくりを行う。その情報については学年会、主任会、職員会議で共有を図っている。

○道徳教育の充実

- ・週1回の道徳授業を学年や学級担任が計画を立てて行っている。
- ・全校道徳（いじめ防止）の実施
全校生徒一斉に体育館で講師をお招きし、道徳の授業を行っている。各クラスに分かれて意見交換、感想用紙の記入、担任からの指導を行っている。

4. 保護者・地域とのかかわり

○スクールカウンセラーの有効的な活用

- ・生徒や保護者にスクールカウンセラーの周知を行い、連携した活動を行っている。

○保護者、地域へのはたらきかけ

- ・PTA運営委員会などで話題にあげ、気になることは学校にいつでも相談できる環境づくりに努めている。
- ・地域のおみこし（日枝大神社祭礼）に生徒・職員で参加し、地域、保護者とともに、地域で生徒を育てていく環境づくりに努めている。